

資 料
No. 2
都市整備部

平成27年6月24日

立石駅周辺地区の街づくりについて

1 立石駅周辺地区における街づくりの方向性について

立石駅周辺地区においては、京成押上線の連続立体交差事業と連携しながら、北口地区及び南口地区において地元権利者が主体となって街づくりの検討を行っている。

これまで区では、地元権利者が主体となって進めている街づくりの検討に対して「葛飾区都市計画マスタープラン」に基づいて指導・助言等を行ってきた。今般、地元権利者による街づくり活動が活発となり、各地区が進めている再開発事業の合意形成が徐々に進捗してきたことから、「都市計画マスタープランに基づく立石駅周辺地区の街づくりの方向性について」を示すこととする。(資料1)

2 立石駅北口地区の街づくり

立石駅北口地区においては、平成19年度に権利者で構成される市街地再開発準備組合が設立され、平成20年度には準備組合が事業協力者を選定し、これまで都市計画決定に向けた合意形成を進めてきた。

昨年10月には、「葛飾区総合庁舎整備基本構想」が公表され、総合庁舎整備の最優先候補地に「立石駅北口地区」が位置付けられた。

これを受け、準備組合では、社会経済情勢や基本構想で公表された総合庁舎の施設規模等を踏まえながら、事業計画の見直し検討を進めてきた。その結果については、本年5月末に地区内の関係権利者を対象とした「施設計画経過報告会」を開催し、施設計画見直し案についての説明がなされた。(資料2)

今後、準備組合ではこの報告会で説明した施設計画見直し案を基に、東京都の関係部署や交通管理者などとの協議・調整を進めていく予定であり、市街地再開発事業の実現に向けて、区としても引き続き支援していく。

3 立石駅南口地区の街づくり

立石駅南口地区においては、駅通りを中心にして東地区と西地区が連携し、権利者が主体となって街づくりの検討を進めている。

(1) 東地区

平成23年度に設立された「立石駅南口バス通り地区市街地再開発準備組合」は、平成25年度に区域を拡大して「立石駅南口東地区市街地再開発準備組合」を設立した。

準備組合では、昨年12月に「概略事業計画素案」についての全体説明会を開催し、その後、地区内の関係権利者を対象に個別面談を実施しながら権利者の意向確認に努めてきた。

現在は、東京都の関係部署や交通管理者などとの協議・調整を進めているところである。(資料3)

準備組合では、今後も合意形成の促進を図りながら、さらに詳細な協議・調整を進めていくこととしている。

(2) 西地区

西地区においては、街づくりの必要性を感じている権利者が主体となって、関係権利者を対象とした勉強会を開催しながら、これまで街づくりの機運醸成に努めてきた。

昨年12月には、関係権利者を対象とした全体説明会が開催され、西地区の将来像や街づくりの手法について検討する組織として「立石駅南口西地区まちづくり協議会」を設立することが提案された。その後、過半数の関係権利者から協議会に加入する旨の届け出があり、本年5月末に「立石駅南口西地区まちづくり協議会」が設立された。

今後、協議会ではアンケートや戸別訪問によって関係権利者の意向を把握しながら、街の将来像や街づくりの手法等を検討していく予定である。また、権利者宅の戸別訪問を引き続き実施して、協議会加入への理解を得ていくこととしている。

【区域図】

